

# 子供の安全を守るためライター等の販売が規制されます！

～平成23年9月27日からPSCマークがないライター等は販売が禁止されます～



PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の**平成23年9月27日**以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

## 1. 購入にあたっての注意

以下のライター等については、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

**使い捨てライター**や**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって
- ・ 当該容器の全部又は一部に **プラスチック**を用いたもの



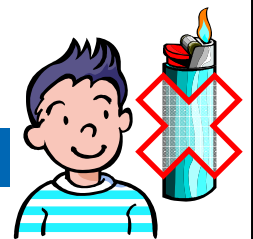
PSCマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない**幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）**などを規定しています。

## 2. 使用にあたっての注意

**！ 子どもの手の届かないところにおきましょう**

**！ 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう**

**！ 不要なライターはきちんと捨てましょう**



**ガス抜きをする等自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。**

本リーフレットの問い合わせ先

経済産業省 商務流通グループ製品安全課

電話番号 03-3501-4707

商務情報政策局日用品室

電話番号 03-3501-1705

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3507-9201

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-5501-3154

経済産業省、消費者庁、警察庁、消防庁、環境省、(社)日本喫煙具協会

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)